

平泉町空家等対策計画（案）の概要

第1章 空家等対策計画の趣旨

1. 背景

◎「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が施行され、空家等に関する対策計画の策定や実施が市町村の責務として定められた。

◎法に基づき「平泉町空家等対策計画」を定め、空家等の対策を総合的に推進していく。

2. 計画の位置づけ

◎法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定める。

◎本町の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、本町の空家等対策の基礎となる。

第2章 空家等の現状

1. 空家等の現状

◎町では、平成28年度に空家等の現状を把握するため、空家等の実態調査を実施。

◎主な調査結果

- ① 現地調査戸数 163戸
- ② 現地調査結果戸数 152戸
- ③ 特定空家の可能性が高い戸数 6戸
- ④ アンケート発送 150戸
- ⑤ アンケート期限内回収数 103戸
- ⑥ アンケートで空家と回答 85戸

◎高齢化・人口減少等に伴い、空家は今後も増加することが見込まれる。

2. 空家等における課題

- ◎防災・防犯・安全の確保
- ◎周辺的生活環境の保全
- ◎景観の保全

第3章 空家等対策における施策

1. 対策に関する基本的な方針

◎空家等の適正な管理の促進、利活用の推進、特定空家等への対応、相談体制の構築

2. 計画期間 ◎平成30年度から平成34年度までの5年間

3. 対象地区 ◎町内全域を対象

4. 対象とする空家等の種類 ◎法第2条で規定する「空家等」及び「特定空家等」

5. 空家等の調査

6. 空家等の適切な管理の促進

◎所有者等の意識の涵養、相談体制の整備等を検討していく。

7. 空家等及び跡地の活用の促進

◎移住・定住化に向けた支援、地域活性化対策等を検討していく。

8. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処

◎特定空家等の判断、措置の方針について記載する。

9. 空家等対策の実施体制

10. 住民等から空家等に関する相談への対応

11. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項